連絡事項

第三管区海上保安本部
交通部

海難現況（第三管区海上保安本部管内）

第三管区海上保安本部

海難の推移（暦年）

※ 貨物船、タンカー、旅客船、作業船の計

【単位：隻】

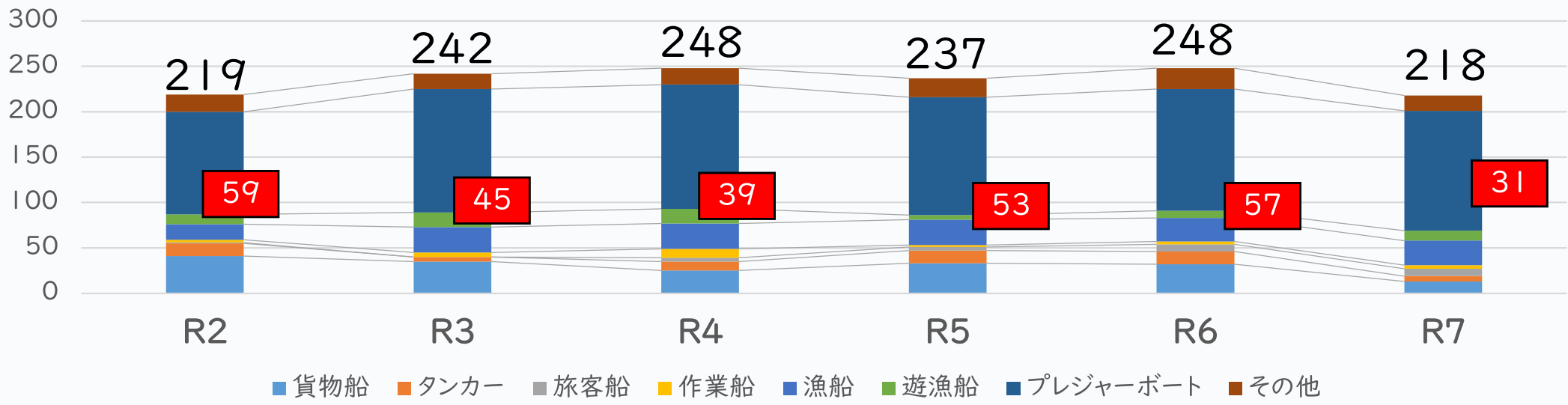

船舶の種類別（R7）

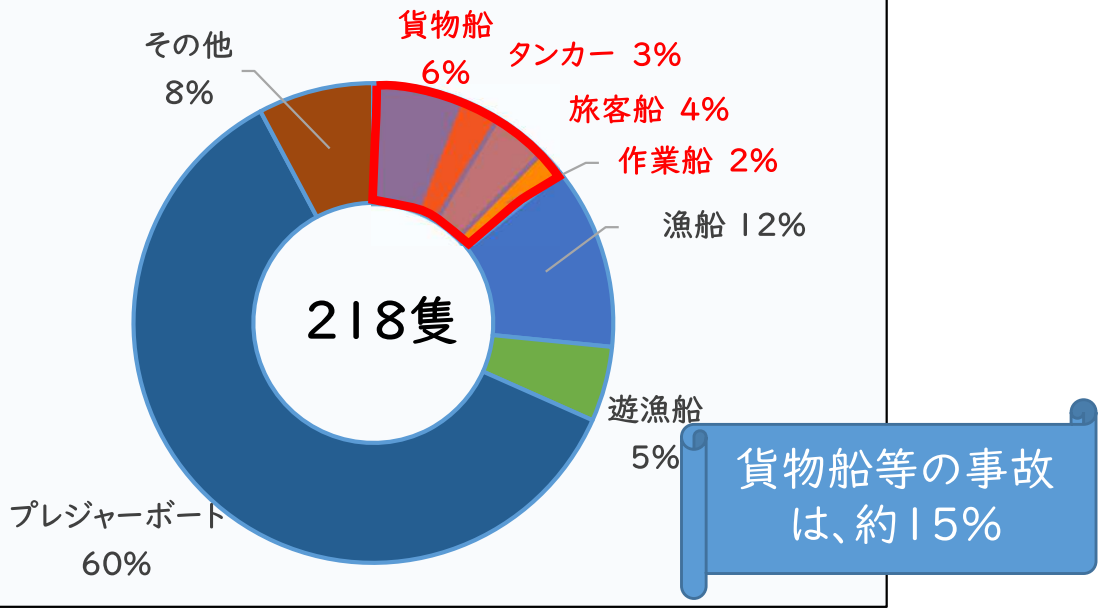

貨物船等の事故は、約15%

海難の種類別（R7）

<貨物船、タンカー、旅客船、作業船>

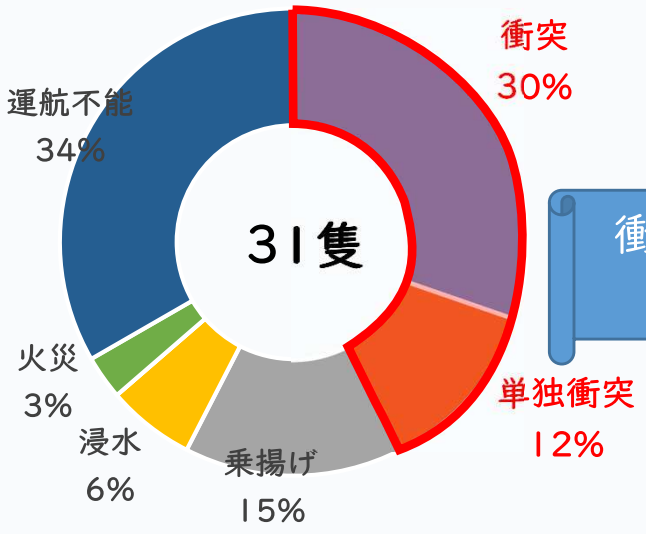

衝突・単独衝突が、約42%

R3.7.1 海上交通安全法等の一部を改正する法律 施行

湾外避難

入湾回避

走錨対策強化

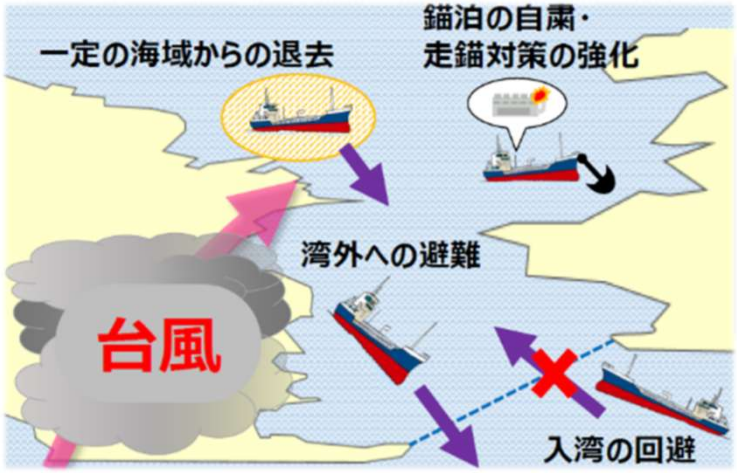

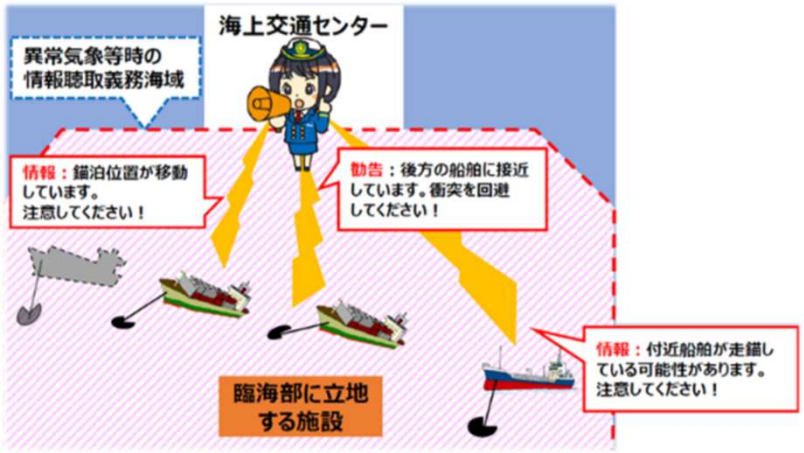

情報提供等

東京湾における湾外避難・入湾回避勧告について

第三管区海上保安本部

☑ 湾外避難の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、
東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☞高リスク船等*2

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾*1外の海域へ避難すること。

☞高リスク船等*2以外の船舶

東京湾*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

☑ 入湾回避の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、
東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☞高リスク船等*2

勧告発令以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

☞高リスク船等*2以外の船舶

台風の強風域が東京湾*1に到達する12時間前以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

*1 東京湾

●千葉県洲埼灯台から神奈川県剱埼灯台まで引いた線以北の海域

*2 高リスク船等

●長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
●長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
●総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
●総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
●積荷積載率が10%以下の船舶

走錨対策強化の勧告及び情報提供等について

第三管区海上保安本部

☑ 走錨対策強化の勧告

東京湾アクアライン周辺海域*3において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

☞東京湾アクアライン周辺海域*3へ錨泊する船舶

●VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
●不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

*3 東京湾アクアライン周辺海域(走錨対策強化海域)
東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯を それぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域(東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)

☑ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域*4において、
走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域*4に錨泊・航行等する対象船舶*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

*4 対象海域及び対象船舶
●LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域(右図❶)、総トン数500トン超の船舶
●東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里円内の海域(錨泊制限海域を除く)(右図❷)、長さ50m以上の船舶

津波対策について

第三管区海上保安本部

令和7年 カムチャツカ半島地震に伴う津波襲来 ～平時から備えを！～

海の安全情報（第三管区） 津波対策
津波発生時における各港の対応一覧

当管区内の主な港での津波対応

※PDFは参考です。実際に各港で発出される勧告等の内容を確認してください。

津波予報区	都道府県	対象港	担当海上保安部署
茨城県	茨城県	日立	茨城
		常陸那珂	
		大洗	
		平潟、大津、会瀬、那珂湊	
		鹿島	鹿島
	千葉県	銚子	銚子
		銚子、勝浦	
千葉県九十九里・外房		白浜	千葉
千葉県内房		館山	
		千葉	
		木更津	木更津
東京湾内湾	東京都	京浜（東京区）	東京
	神奈川県	京浜（横浜区、川崎区）	横浜
		横須賀	横須賀
相模湾、三浦半島		横須賀（観音埼灯台以南の第６区、第７区に限る）	
		三崎・真鶴	
伊豆諸島	東京都	岡田、波浮、元町、新島、大久保、神湊、八重根	下田
静岡県	静岡県	熱海、網代	
		伊東	
		下田	
		稲取、手石、松崎、宇久須、土肥	
		静浦、戸田、沼津	清水
		田子の浦	
		清水	
		焼津	
		大井川	
		御前崎	清水、御前崎
		相良、浜名	

津波に対する船舶対応表（京浜港横浜区、川崎区）

津波に対する船舶対応要領一覧表
「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応			
			港内着岸船			錨泊船、浮標係留
			大型、中型（漁船を含む）		小型船	
			危険物積載船舶	一般船舶（荷役・作業船含む）	（プレジャーボート、小型漁船等）	—
大津波警報	10m超（10m＜予想高さ）	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊
	10m（5m＜予想高さ≦10m） 5m（3m＜予想高さ≦5m）又は「巨大」	有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 （場合によっては港外退避）	○荷役・作業中止 ○港外退避
津波警報	3m（1m＜予想高さ≦3m）又は「高い」	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊
		有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 （場合によっては港外退避）	○荷役・作業中止 ○港外退避
津波注意報	1m（0.2＜予想高さ≦1m）	—	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 （場合によっては港外退避）	○荷役・作業中止 ○港内避泊 （場合によっては港外退
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒		○津波の来襲に備え、直ちに出港できるよう ○南海トラフ地震に関する情報の入手に努め ○避難に必要な支援を受けられないことが			
	巨大地震注意		○南海トラフ地震に関する情報の入手に努め ○連絡系統、避難方法、避難海域の確認を			
備考					小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	航路付近、海洋施設等場所又は浅海域に錨泊船舶は時間的に余裕が場合は水深が深く、広に移動する。

【用語の定義】

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
危険物積載船：ばら積のタンカー船（非危険物の石油類積載船含む）、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危
係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
港内退泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
港外退避：安全に港外まで航行可能（航路内は津波の流速が早く注意が必要）な場合に実施。可能であれば第一波到達までの時
また水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
湾外退避：洋上で津波に対応する場合は、津波の砕波に十分注意すること。砕波は、水深が浅くなるところで発生しやすいことから
水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

海の安全情報を使用した湾外避難勧告等の確認方法について

第三管区海上保安本部

沿岸域情報提供システム

すぐに役立つ！

海の安全情報

Maritime Information and Communication System

海の安全情報で提供している様々な情報

1 緊急情報
海上保安庁が発表する緊急情報をリアルタイムに提供しています。
- 提供情報
・地震、津波、ミサイル発射に関する情報
・台風の接近、津波の発生等に伴う港内における避難勧告等に関する情報
・船舶の衝突、油の流出等の海難・事故に関する情報
・船舶の航行の制限・禁止に関する情報 など

2 海上安全情報
海上工事・海上行事等による交通規制情報等を提供しています。

3 気象警報・注意報等
気象庁が発表する気象警報・注意報等をリアルタイムに提供しています。
- 提供情報
特別警報、気象警報・注意報、津波警報・注意報、地方海上警報、竜巻注意情報

4 気象現況
日本沿岸の灯台等の航路標識等で観測した気象情報（風向、風速、気圧、波高）を30分ごとに更新し、提供しています。

5 ライブカメラ
航路標識等に設置したライブカメラの動画・画像を提供しています。

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

緊急情報配信サービス

事前に登録されたメールアドレスに、海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報、気象現況等を配信するサービスを提供しています。

●配信する情報
・海上保安庁発表の緊急情報
・気象庁発表の気象警報・注意報等
・気象現況

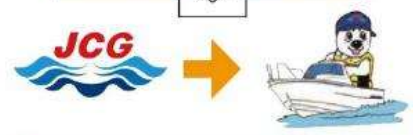

このあとの「緊急情報配信サービスの登録方法」にメールアドレスの登録方法について紹介していますのでご覧下さい！

配信メールの一例

緊急情報配信サービスの登録方法

Step1 登録用ページにアクセス

❶ 下記URLにアクセスして下さい。
https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html

❷ 利用規約をご確認いただき、下記アドレスに空メールを送信します。
regist@ap.mics.kaiho.mlit.go.jp
※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加して下さい。

❸ すぐに案内メールが返信されますので、メール本文に記載されたURLをクリックして下さい。

配信登録サイト

海の安全運動について

Coast Safety Campaign 海の安全運動推進連絡会議

海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部
(公社)東京湾海難防止協会

JMC 日本海事センター 補助事業

航路通報等Web受付サービス（e-MARTIS）の運用開始について

第三管区海上保安本部

e-MARTIS

航路通報等Web受付サービス

通報手続きをスマートに

航路通報等Web受付サービス（e-MARTIS）の運用開始について

令和８年７月１日より、海上交通センターへ通報する海上交通安全法に基づく航路通報及び港則法に基づく事前通報が、Webサイトで可能となります。
通報手続きの迅速化と利便性向上を目的としており、場所を問わずご利用いただけるサービスを是非ご活用ください。なお、これまでの方法（電話・メール等）も引き続きご利用いただけます。

e-MARTIS　導入のメリット

こんなお悩みありませんか？

- ×　事前に入航可能時間を確認できず、電話で何度もやり取り
- ×　同じ船の通報なのに毎回ゼロからメール作成
- ×　指示書を受け取るまで事務所でメール待ち

Web化で解決！

- ○　事前に入航可能時間を、オンラインで確認
- ○　通報履歴から簡単作成
- ○　通報後すぐ受付完了、指示書を速やかに交付※
- ○　場所を問わず、通報から指示書受け取りまで完結

※　通報内容等により、確認にお時間をいただく場合があります。

ご利用までの流れ　令和８年６月24日より順次受付開始

1. 利用申込
   通報先へ利用希望を連絡（電話・メール）
2. 規約確認
   送付される利用規約を確認
3. 情報入力
   専用フォームで規約同意、情報登録
4. 利用開始
   IDの発行を受け、利用開始

よくあるご質問

利用料金はかかりますか？
e-MARTISの利用料は無料（通信料等除く）です。インターネット接続環境があれば、どなたでもご利用いただけます。

e-MARTISが対応している通報先はどこですか？
東京湾（鶴見・川崎・横浜を除く）、伊勢湾、大阪湾、関門海峡海上交通センターに対する航路通報及び事前通報が対応しています。

他の海上交通センターへの導入予定はありますか？
現在、他の海上交通センターへの導入も随時検討しております。

サービスが利用できない場合はどうすればいいですか？
当該海上交通センターに連絡をお願いします。また、電子メール等の代替手段にて通報をお願いします。

○問合せ先
・東京湾海上交通センター　045-225-9140　jcg3-tokyowan-kouro@ki.mlit.go.jp
・伊勢湾海上交通センター　0531-34-2443　jcg4-isewan-8d3m@ki.mlit.go.jp
・大阪湾海上交通センター　078-302-7611　jcg5-osakawan-3e6u@ki.mlit.go.jp
・関門海峡海上交通センター　093-372-0090　jcg-7kanmon-jizentsuho@gxb.mlit.go.jp

詳細はHPまで

海上保安庁